

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年7月21日まで縦覧に供する。

平成21年5月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人クオリティライフ

丸山 房徳

高松市勅使町693番地

3 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人とその関係者・関係機関に対して、障害児者の自立支援に関する事業を行い、障害を持つ人が溶け込むことができる地域社会の構築や社会福祉の向上に寄与することを目的とする。